

# 下請取引のコンプライアンス・チェックをしませんか？

令和4年度において公正取引委員会中部事務所の管内で発生した下請法の違反行為を総計すると約1,370件でした。このうち、**特に多く見られた違反行為を4つ**ピックアップしました。あなたの会社は大丈夫？ このシートを使って、社内チェックをお願いします。

## 第1位 発注書面の不交付・記載不備（636件）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、必要記載事項を記載した書面を交付しなければなりません。貴社は下請事業者に発注書面を交付していますか。また、その書面には必要記載事項を全て記載していますか。

- 下請事業者に発注した場合、**直ちに**、発注書面を**交付している**。
- 発注書面に、下請代金の額・支払期日・支払方法を**記載している**。

わが社は大丈夫かな？？？  
ちょっとチェックしてみよう…



### ◆関連情報◆

親事業者は、下請事業者に発注した場合、下請事業者の給付、下請代金の支払その他の事項について記載した書面等を作成し、これを2年間保存する義務があります。（参照：下請法第5条）

## 第2位 支払遅延（357件）

親事業者は、下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日（下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日）から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払う必要があります。

- 締切日から30日（1か月）以内に全額支払っている**（例えば、毎月25日納品締切・翌月25日支払）。
- 下請事業者からの請求書の提出が遅れたとしても、下請代金の支払を**遅らせていない**。
- 下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日に支払うことについて、下請事業者の間で**あらかじめ書面で合意している**（順延日数が2日以内である場合に限る。）。

### ◆関連情報◆

以下の場合は、それぞれ【 】内に記載した日が、下請代金の支払期日と定められたものとみなされます。（下請法第2条の2）

- ・支払期日を定めなかったとき【受領日（下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日）】
- ・受領日（下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日）から起算して60日を超えて支払期日を定めたとき【受領日から起算して60日を経過した日の前日】

## 第3位 買ったとき（160件）

親事業者は、下請代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めてはいけません。

- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議している（**親事業者から積極的に協議の場を設けている。**）。
- 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、**価格転嫁をしない場合、その理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答した。**
- 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせた場合、その見積単価を**少量の発注をする場合の単価としていない。**
- 下請事業者に見積りをさせた段階より発注内容が増えた場合、下請事業者と協議するなどして下請代金の額を**見直しをしている。**
- 短納期発注を行う場合、**下請事業者に発生する費用増を考慮して**下請代金の額を定めている。

### ◆関連情報◆

公正取引委員会は、令和5年3月、「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図って参ります。主な内容は次のとおりです。

- 1 独占禁止法の執行強化（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種向けの対応強化等）
- 2 下請法の執行強化等（過去の事件処理状況を踏まえた重点立入業種の選定、重点的な立入調査の実施等）
- 3 独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底（相談対応・情報収集の実施等 **フリーダイヤル 0120-060-110 平日 10時～17時**）

(URL) [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230301\\_r5actionplan.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230301_r5actionplan.html)

## 第4位 減額（65件）

親事業者が、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減ずることは禁止されています。

- 下請代金を下請事業者の口座に振り込む際には、**下請事業者と書面で合意がない場合には、振込手数料を親事業者が負担している。**
- 下請事業者に責任がない場合には、下請代金を**減じていない（全額支払っている）。**



さて、全ての項目にチェックが付きましたか？ 1つでもチェックが付かなかった場合には、下請法に違反している可能性があります。

公正取引委員会では下請法に関する皆様の疑問・質問にお答えいたします。お気軽に中部事務所下請課（電話：052-961-9424）までお電話ください。